

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第403号)

平成17年9月9日

横情審答申第403号

平成17年9月9日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年1月9日道北建第1016号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「港北ニュータウン10号線の橋梁に関するしゅん功検査図書（港北NT地区における別紙道路（請求書添付）（荏田12工区）に関する次のもの 1. 道路（橋）の完成時期を示すもの）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港北ニュータウン10号線の橋梁に関するしゅん功検査図書（港北NT地区における別紙道路（請求書添付）（荏田12工区）に関する次のもの 1.道路（橋）の完成時期を示すもの）」を不存在のため非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港北ニュータウン10号線の橋梁に関するしゅん功検査図書（港北NT地区における別紙道路（請求書添付）（荏田12工区）に関する次のもの 1.道路（橋）の完成時期を示すもの）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年10月2日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 港北ニュータウン事業は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業で、本件請求の対象である港北ニュータウン10号線（以下「10号線」という。）は、港北ニュータウン土地区画整理事業の第二地区内に位置している。
- (2) 港北ニュータウン内の都市計画道路の多くは、土地区画整理事業の整備計画に併せて一体的に施工することにより効率的・効果的な事業の推進が図られるため、通常、横浜市は、事業認可を取得し、国庫補助事業として公団へ工事を委託して整備している。

公団へ工事を委託した場合は、「物品役務完了検査調書」に基づき検査を実施し、その際、しゅん工図書が提出されている。

10号線についても、都市計画道路であることから、公団へ委託して整備したものと考え、文書を捜索したが現存しなかった。そこで、当該土地区画整理事業が平成8年度には完了していること、物品役務完了検査調書の保存期間は5年であることを理由

に保存期間の経過による非開示決定を行った。

- (3) その後、異議申立人（以下「申立人」という。）より意見書の提出があり、再度捜索したところ、当該請求区間については、平成5年度に取得した事業認可区間に含まれているが、公団に対して工事を委託した区間には、当該請求区間が含まれていなかった。このため、当該請求区間は公団へ工事を委託することによって整備したものであることが判明した。

したがって、当初保存年限の経過により不存在非開示としていた理由について、本件申立文書を作成していないことによる不存在非開示へと非開示理由を訂正する。

なお、この公団委託でない旨を申立人には平成15年7月1日に説明し、了承を得ている。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 道路及び橋の竣工検査図書については「誤って廃棄をした」との決定通知を旧港北ニュータウン課から得ているので、仕方なく、今回はせめて道路（橋）の完成時期の分かる資料を要求したものである。
- (3) 今回もまた非開示の決定を受けているが、港北ニュータウンに限り、道路（橋）の完成時期を示すものが「何ひとつ無い」などということがあってよい筈はない。たとえば竣工図書そのものは無いとしても次のように数種の図書により、完成年月日は本来確認しうるものである。

ア 横浜市例規集「土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱」

（昭和50年3月1日制定。以下「事務取扱要綱」という。）の第11条第2項は道路引継時の検査を義務づけている。この時の道路管理者とは土木事務所、路政課、維持課であり、三者同時に資料を失くすことはない。なお、引継図書は永年保存である。

イ 道路工事検査済書（これも「誤って廃棄した」とされている）そのものが失われたとしても道路工事検査済書には台帳があり（道路工事検査済書には受付番号が示されている）、この台帳によっても完成年月日は確認しうるものである。

ウ 道路（橋）の維持管理のためには台帳が作成される。台帳には各道路の完成年月日が記載されなければならないのでこれらからも完成年月日は確認しうるものであ

る。

エ 緑道（構造上の強度要求度は車道よりもはるかに低いもの）を例にとれば、竣工図書そのものが永年保存であるうえに、引継図書（永年保存）にも道路の構造及び検査済書等が添付されている。緑道でさえ資料が整っているのに対し、より安全性が必要とされる車道や橋に対しては完成年月日すら分からないなどということはいえぬ。

(4) 実施機関は竣工検査図書の保存年限5年の経過により廃棄済みであると説明しているが、竣工図書の保存年限は5年ではなく、実は10年である。次にその根拠を示す。なお、当該道路の完成は平成6～8年頃であり、廃棄はありえない。

ア 申立人は横浜市の非開示理由に疑問を抱き、念のため竣工後間もない道路（同じ港北NT・都計道路・公団委託）の竣工図書の開示請求をしたところ、「港北ニュータウン関連街路3・3・45佐江戸北山田線（大柵地区）道路整備（その1）事業に関する平成10年度工事委託に係る事業費、委託費及び負担金の清算について（平成10年度道北建第1871号）」（以下「第1871号文書」という。）を得た。この第1871号文書には、横浜市が竣工図書であるとする「物品役務完了検査調書」「支出命令書」が含まれているが、第1871号文書の保存年限は「10年」と明示されている。なお、第1871号文書にはその他にも「伺い」「完成届」「引渡書」「完成検査調書-公団検査-略」が含まれており、そのいずれからも完了検査年月を知ることができる。

イ 道路工事検査済書は竣工図書の一部であるが、「公文書目録」には道路工事検査済書は第Ⅱ種（10年保存）と明記されている。

ウ 道路工事台帳（道路建設工事台帳）には中間検査・最終検査年月日のみならず、地盤強度・横断図・平面図・写真まで添付されており、竣工図書と同等の情報が盛り込まれている。文書分類表は道路工事台帳の保存年限を「永年」としている。

(5) 「完成時期を示すもの」という申立人の本件請求に対して横浜市は「竣工図書」ひとつを特定したが、該当する文書は次の如く多数ある。これらを見逃した本件処分は納得できないものである。

ア 竣工検査図書（10年保存）

イ 「道路工事検査済書」（10年保存）

ウ 「道路工事検査済書台帳（受付簿）」（保存年限不明） 道路工事検査済書には「都港建1035」とあり、受付簿の存在が明示されている。受付簿（検査済書台帳）

によっても完成年月日を知ることができる。

エ 「道路工事台帳（道路建設工事台帳）」（永年保存）

オ 「引受検査（管理引継図書）」（永年保存）

カ 「横断歩道橋台帳」（永年保存） まちづくり歩道橋の台帳こそ本件請求に合致したそのものズバリの文書である。

- (6) 申立人は10号線の当該区域も「横浜市施行の事業認可（県告示228号、6.3.25付）」である以上、事業施行者は横浜市（この場合は北部建設課（当時。現在は、建設課）が発注する。）である。従って文書作成者は北部建設課であると主張する。
- (7) 実施機関は、公団委託でない旨を平成15年7月1日に申立人に説明し、了承を得ていると主張するが、確かに申立人は平成15年7月1日に新横浜のスクエアビルを訪問している（「説明をしたいので来てほしい」という要請があった。）。しかしながらその時の話は新羽荏田線に関するものであった。新羽荏田線に関する説明は、「新羽荏田線の点線部分は国から補助が来ていないので市の発注ではなく、公団が区画整理事業で行ったものである。故に北部建設課には資料はない」というものであった。このように「都計道路10号線」については資料も示されておらず、メモも全くないので、申立人は説明を聞いたとは思っていないが、最後に「異議申立てを取下げしてほしい」と言われたことは覚えている。「取り下げる」とすれば「10号線以外にはない」ので今にして「あったかも知れない」と思うのみである。
- (8) 申立人は当該区域は公団委託工事であると主張する。北部建設課は「事業認可」「国庫補助」ということばを並べて「当該区域は公団委託か否か」をテーマにしているが、これは本質を避けて状況証拠（事業認可、国庫補助）をもとに「委託工事ではない」ことを示そうとしているに過ぎない。そもそも「委託」とは横浜市が道路工事の施行者（発注者）となって公団に工事を委託することである。従って、「当該区域の事業施行者が横浜市ではない」ことを示せばそれだけで立派に「委託工事ではない」ことが立証できるのである。にもかかわらず北部建設課が行っているのは「認可をとらないと補助が出ない。補助が出ないと横浜市の事業（委託工事）にならない」という状況証拠の積重ねに過ぎない（しかもそれすら立証できなかった。）。このような回りくどい言い方をせずとも、要は10号線工事が横浜市施行か否か調べればすぐ分かることである。10号線が横浜市の事業であれば北部建設課が発注したということはすぐ分かるのである。申立人はそのことを「原議番号716 神奈川県告示第228号（認可）平成6年3月25日 「横浜国際港都建設道路事業 8・6・12号港北ニュー

タウン10号線（茅ヶ崎地区）」」（以下「告示」という。）によって示したいと思う。

この告示は、10号線の当該区域（荏田東4丁目）の事業認可を示すものであるが、「施行者 横浜市」と明示されている。ということはこの区域の事業の発注者は他の区域と同様に横浜市である。なお、港北NTにおいては公団事業との整合性（道路すりつけ、宅盤、排水との関係、工事進捗状況等）から公団委託しかないと説明されたことがある。その他にも「NTの都計道路は市の施行（すなわち公団委託）である」とも聞いた（北部開発課15.3.10）。なお、告示3件に示された10号線の総延長は2920mであり、都市計画図の延長とは10m短くなっている点につき、「これは10m単位で四捨五入するので誤差の範囲内」と説明があった（都市計画課17.6.16）。ということは10号線全線が事業認可されていることになる。

(9) 都計道路10号線は横浜市施行の道路事業であり、横浜市が発注（具体的には道路局北部建設課が発注）する以上、文書作成、保持者は道路局建設課であることに変わりはない。故に申立人は再度、北部建設課が作成した道路局固有の文書の開示を求める。例えば「佐江戸北山田線の竣工図書として開示されたものと同様の10号線の図書一式」又は「完成の日付けを示すもの（例えば「支払命令書」「物品役務完了検査調書」「道路建設工事台帳（北部建設課作成-文書分類表参照）」）」等を含む意見書記載文書を求める。この中に5年保存文書はない。

(10) なお、「道路工事検査済書」等は公団発注道路のみならず、横浜市発注道路等全ての道路を対象としているので、その中には本件10号線も含まれていることは想像しえる。しかしながら、これらの文書をもって道路局の文書の代替とはならない。申立人はあくまでも「道路局が作成、保有する文書」「道路局固有の文書」も要求しているのである。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事についても、公団が施行している。

港北ニュータウン第二地区宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、横浜市と公団との間で宅地造成工事に関する協議が成立し、横浜市は、宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成9年3月31日にすべての工事が完了している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜国際港都建設道路事業8・6・12号港北ニュータウン10号線（茅ヶ崎地区）として平成6年3月25日神奈川県告示第228号によって認可を受けた道路のうち、開示請求書の添付図面に記された区間について竣工検査が実施された時期を示す文書であって、開示請求書及び意見書の記載から、道路局が保管するものについて申立人が開示請求したものであると解することが適当である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 当審査会では、本件申立文書の存否について確認するため、平成17年7月8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 港北ニュータウン内の都市計画道路の整備手法には、公団が土地区画整理事業として整備する場合と、横浜市が街路事業として整備する場合があり、横浜市が街路事業として都市計画道路を整備する場合においては、土地区画整理事業の整備計画に併せて一体的に施工することにより効率的・効果的に事業の推進が図られるため、事業認可を取得し、国庫補助を受けて、事業を横浜市から公団へ委託している。

(イ) 本件請求の対象である「しゅん工検査図書」については、横浜市が発注する請負工事の中で竣工検査図書という特定の文書はないが、一般的には請負工事の完成検査時に必要となる書類を指すものであると考えられる。本件請求区間内の道路は都市計画道路であることから、公団への委託業務という取扱いになると考えたため、委託業務の完了時に作成される「物品役務完了検査調書」が本件請求の対象行政文書であると考えた。

物品役務完了検査調書の保存期間は5年であり、本件請求に係る物品役務完了検査調書は既にすべてを廃棄済みで保有していないため、非開示とした。

(ウ) その後、横浜市が都市計画道路を街路事業として公団へ委託して整備する場合には、公団と覚書を締結していた事実が判明したため、10号線全線のうち、本件請求区間が含まれる事業が認可された区間について締結された「横浜北部新都市第一地区歩行者専用道路8・6・5港北ニュータウン2号線及び第二地区歩行者専用道路8・6・12港北ニュータウン10号線（茅ヶ崎地区）に関する覚書について（平成7年度道北建第305号）」（以下「本件覚書」という。）を確認した結果、公団へ委託した区間は本件請求区間とは異なることが分かった。つまり、本件請求区間内の道路は横浜市が整備したものではなく、公団が土地区画整理事業として整備したものであることが判明した。

したがって、本件請求の対象行政文書は、作成し、取得しておらず、保有していないことから、非開示理由を訂正する。

イ 実施機関は、本件覚書によって本件請求区間は公団へ委託した区間ではないことが判明したと説明していることから、当審査会で本件覚書の見分を行ったところ、本件覚書によって公団へ委託した区間は、本件請求区間と異なることが認められた。港北ニュータウン内の道路は横浜市又は公団が施工するものであるため、本件覚書によれば、本件請求区間内の道路は公団が土地区画整理事業で整備したものであると推測される。

その一方で、本件請求区間について横浜市が公団へ委託した区間であることを示す覚書がほかに存在することもあり得ると考えられるため、実施機関に確認したところ、覚書は、事業認可を受けた区間ごとに締結して横浜市が公団へ委託する内容を定めるものであり、本件請求区間が含まれる事業が認可された区間については、本件覚書のみしか締結しておらず、そのほかに文書は存在しないとの説明であった。当審査会としては、このような実施機関の説明を覆すに足る確証を得ることはできず、本件請求区間内の道路について横浜市が公団へ委託して整備したものであることを推認させる事情も認めることはできなかった。

ウ 申立人は、本件請求の対象行政文書は複数あり、例として物品役務完了検査調書等委託業務完了時に提出される文書、工事台帳（道路工事）、引受検査関係文書（管理引継図書）及びまちづくり歩道橋に係る歩道橋台帳が該当すると主張している点について検討する。

(ア) 物品役務完了検査調書等委託業務完了時に提出される文書は、横浜市が公団へ委託して道路を整備した場合に作成されるものであり、本件請求区間内の道路については、作成されているとは認められなかった。

(イ) 工事台帳（道路工事）は、横浜市が発注する道路工事について、工事内容、工事費、契約年月日、着手年月日及び竣工年月日等を記録するものであり、本件については作成されていないことが認められた。

(ウ) 申立人は、事務取扱要綱第11条第2項において道路引継時の検査を義務付けているため、引受検査関係文書（管理引継図書）が存在し、本件請求の対象行政文書であると主張する。

しかしながら、答申第334号において実施機関に確認したとおり、港北ニュータウン第二地区の土地区画整理事業で造成された道路について、実際の事務では、

道路法上の道路とする前に管理のみを公団から引き継いだ事例は無いことから、道路法上の道路とする前に行う管理引継ぎやその際の検査について定めた事務取扱要綱第11条の規定を適用しなかったため、本件請求区間が含まれる道路について引受検査関係文書（管理引継図書）は存在しない。

(エ) まちづくり歩道橋は、本件請求区間に位置する橋梁である。申立人はまちづくり歩道橋に係る歩道橋台帳も、本件請求の対象行政文書であると主張するため、当審査会において当該台帳を見分したところ、竣工年月日の記入欄は存在するが、竣工検査実施日など竣工検査が実施された時期が分かる事項は記入されておらず、それらの記入欄も存在しなかった。「竣工検査実施時期を示すもの」という開示請求書の記載では、まちづくり歩道橋に係る歩道橋台帳が本件請求の対象行政文書であると認めるのは困難であるため、申立人の主張は認められない。

エ そのほかにも本件申立文書の存在を推認させる事情は認められず、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る確証を得ることはできなかった。

なお、本件処分は非開示理由が改められたものであるが、実施機関は、開示、非開示の判断にあたっては十分に関係資料を確認するなどして慎重に行うべきである。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|-------------------------|
| 平成15年1月9日 | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成15年1月17日 (第5回第一部会) 平成15年1月24日 (第6回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成15年5月28日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成17年4月8日 (第292回審査会) | ・部会で審議する旨決定 |
| 平成17年6月7日 | ・実施機関から非開示理由説明書(訂正)を受理 |
| 平成17年6月10日 (第64回第二部会) | ・審議 |
| 平成17年6月21日 | ・異議申立人から意見書(追加分)を受理 |
| 平成17年6月24日 (第65回第二部会) | ・審議 |
| 平成17年7月8日 (第66回第二部会) | ・実施機関から事情聴取 ・審議 |
| 平成17年7月22日 (第67回第二部会) | ・審議 |
| 平成17年8月12日 (第68回第二部会) | ・審議 |